

四日市市ふぐの取扱いに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第41号

四日市市ふぐの取扱いに関する規則を廃止する規則

四日市市ふぐの取扱いに関する規則（平成20年四日市市規則第38号。以下「廃止規則」という。）を廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に廃止規則第7条第1項の規定により届出を行い、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下この項及び次項において「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者については、廃止規則の規定は旧法第52条第3項の有効期間の満了する日までの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者が、旧法第52条第3項の有効期間の満了する日までに四日市市食品衛生法施行細則（平成20年第37号）第23条第1項の規定に基づく営業施設の変更の届出又は第24条の規定に基づく廃業の届出を行うときは、廃止規則第8条の規定の例により行うものとする。

（健康福祉部衛生指導課）